

別表-1 定期水質検査の項目と回数(毎日検査項目)

(検査回数/日)

検査区分	番号	検査項目	給水栓(蛇口) (20系統)
毎日 検査項目	1	色	1
	2	濁り	1
	3	消毒の残留効果	1

別表-2 定期水質検査の項目と回数(水質基準項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	水質基準値	単位	給水栓 (蛇口) (27地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源		
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼他 <sup>注4</sup> (11地点)
健康 に 関 す る 項 目	1	一般細菌	100以下	CFU/mL	12	12	12	12	4	-	-
	2	大腸菌 <sup>注2</sup>	検出されないこと		12	12	12	12	4	-	-
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	8	六価クロム化合物	0.02以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/L	4	4	12	12	4	4	-
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	14	四塩化炭素	0.002以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	20	ベンゼン	0.01以下	mg/L	4	4	12	12	4	-	-
	21	塩素酸	0.6以下	mg/L	12	12	12	12	4	4	-
	22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	23	クロロホルム	0.06以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	26	臭素酸	0.01以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/L	4	4	12	-	-	-	-
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	30	ブロモホルム	0.09以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-
基 準 項 目	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	35	銅及びその化合物	1.0以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	38	塩化物イオン	200以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	-
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	40	蒸発残留物	500以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	42	ジェオスミン	0.00001以下	mg/L	12	12	12	12	12	12 <sup>注3</sup>	湖沼系12
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/L	12	12	12	12	12	12 <sup>注3</sup>	湖沼系12
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	45	フェノール類	0.005以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	mg/L	12	12	12	12	12	12	12
	47	pH値	5.8~8.6		12	12	12	12	12	12	12
	48	味	異常でないこと		12	12	12	-	-	-	-
	49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12	12	12
	50	色度	5以下	度	12	12	12	12	12	12	12
	51	濁度	2以下	度	12	12	12	12	12	12	12

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

注2 原水及び水源の検査の場合、単位はMPN/100mL。

注3 養老川水系の流入河川ではジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは検査しません。

注4 豊田堰及び八間堰は4~6月に検査します。

別表-3 定期水質検査の項目と回数(水質管理目標設定項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	目標値 (P.暫定)	単位	給水栓 (蛇口) (27地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源		
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼他 <sup>注2</sup> (11地点)
水 質 管 理 目 標 設 定 項 目	1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	2	ウラン及びその化合物	0.002P以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	4	欠番									
	5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	6	欠番									
	7	欠番									
	8	トルエン	0.4以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	10	亜塩素酸	0.6以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-
	11	欠番									
	12	二酸化塩素	0.6以下	mg/L	二酸化塩素を使用していないため、検査は実施しません。						
	13	ジクロロアセトリル	0.01P以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-
	14	抱水クロラール	0.02P以下	mg/L	4	4	4	-	-	-	-
	15	農薬類 (※別表-4記載115物質)	1以下		-	-	4	2	-	-	-
	16	残留塩素	1以下	mg/L	12	12	12	-	-	-	-
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	18	マンガン及びその化合物	0.01以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	19	遊離炭酸	20以下	mg/L	-	-	4	-	-	-	-
	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	mg/L	有機物(全有機炭素(TOC)の量)で代替できるため、検査は実施しません。						
	23	臭気強度(TON)	3以下		12	12	12	12	-	-	-
	24	蒸発残留物	30~200	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	25	濁度	1以下	度	12	12	12	12	12	12	12
	26	pH値	7.5程度		12	12	12	12	12	12	12
	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		-	-	4	-	-	-	-
	28	従属栄養細菌	2000P以下	CFU/mL	12	12	12	12	-	-	-
	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/L	4	4	4	4	4	-	-
	30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	mg/L	4	4	4	4	4	4	-
	31	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005P以下	mg/L	-	-	4	4	-	-	-

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

注2 豊田堰及び八間堰は4~6月に検査します。

## 別表-4 農薬類(115物質)

番号	農薬名	目標値	単位	番号	農薬名	目標値	単位
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05以下	mg/L	58	チウラム	0.02以下	mg/L
2	2,2-DPA(ダラポン)	0.08以下	mg/L	59	チオジカルブ	0.08以下	mg/L
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02以下	mg/L	60	チオファネートメチル	0.3以下	mg/L
4	EPN	0.004以下	mg/L	61	チオベンカルブ	0.02以下	mg/L
5	MCPA	0.005以下	mg/L	62	テフリルトリオン	0.002以下	mg/L
6	アシュラム	0.9以下	mg/L	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02以下	mg/L
7	アセフェート	0.006以下	mg/L	64	トリクロピル	0.006以下	mg/L
8	アトラジン	0.01以下	mg/L	65	トリクロルホン(DEP)	0.005以下	mg/L
9	アニロホス	0.003以下	mg/L	66	トリシクラゾール	0.1以下	mg/L
10	アミトラズ	0.006以下	mg/L	67	トリフルラリン	0.06以下	mg/L
11	アラクロール	0.03以下	mg/L	68	ナプロパミド	0.03以下	mg/L
12	イソキサチオン	0.005以下	mg/L	69	パラコート	0.01以下	mg/L
13	イソフェンホス	0.001以下	mg/L	70	ピペロホス	0.0009以下	mg/L
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01以下	mg/L	71	ピラクロニル	0.01以下	mg/L
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3以下	mg/L	72	ピラゾキシフェン	0.004以下	mg/L
16	イプフェンカルバゾン	0.002以下	mg/L	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02以下	mg/L
17	イプロベンホス(IBP)	0.09以下	mg/L	74	ピリダフェンチオン	0.002以下	mg/L
18	イミノクタジン	0.006以下	mg/L	75	ピリブチカルブ	0.02以下	mg/L
19	インダノファン	0.009以下	mg/L	76	ピロキロン	0.05以下	mg/L
20	エスプロカルブ	0.03以下	mg/L	77	フィプロニル	0.0005以下	mg/L
21	エトフェンブロックス	0.08以下	mg/L	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01以下	mg/L
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01以下	mg/L	79	フェンブカルブ(BPMC)	0.03以下	mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02以下	mg/L	80	フェリムゾン	0.05以下	mg/L
24	オキシ銅(有機銅)	0.03以下	mg/L	81	フェンチオン(MPP)	0.006以下	mg/L
25	オリサストロピン	0.1以下	mg/L	82	フェントエート(PAP)	0.007以下	mg/L
26	カズサホス	0.0006以下	mg/L	83	フェントラザミド	0.01以下	mg/L
27	カフェンストール	0.008以下	mg/L	84	フサライド	0.1以下	mg/L
28	カルタップ	0.08以下	mg/L	85	ブタクロール	0.03以下	mg/L
29	カルバリル(NAC)	0.02以下	mg/L	86	ブタミホス	0.02以下	mg/L
30	カルボフラン	0.0003以下	mg/L	87	ブプロフェジン	0.02以下	mg/L
31	キノクラミン(ACN)	0.005以下	mg/L	88	フルアジナム	0.03以下	mg/L
32	キャプタン	0.3以下	mg/L	89	プレチラクロール	0.05以下	mg/L
33	クミルロン	0.03以下	mg/L	90	プロシミドン	0.09以下	mg/L
34	グリホサート	2以下	mg/L	91	プロチオホス	0.007以下	mg/L
35	グルホシネート	0.02以下	mg/L	92	プロビコナゾール	0.05以下	mg/L
36	クロメブロッブ	0.02以下	mg/L	93	プロビザミド	0.05以下	mg/L
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001以下	mg/L	94	プロベナゾール	0.03以下	mg/L
38	クロルピリホス	0.003以下	mg/L	95	プロモブチド	0.1以下	mg/L
39	クロロタロニル(TPN)	0.05以下	mg/L	96	ベノミル	0.02以下	mg/L
40	シアナジン	0.001以下	mg/L	97	ペンシクロン	0.1以下	mg/L
41	シアノホス(CYAP)	0.003以下	mg/L	98	ベンゾビシクロン	0.09以下	mg/L
42	ジウロン(DCMU)	0.02以下	mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005以下	mg/L
43	ジクロベニル(DBN)	0.03以下	mg/L	100	ベンタゾン	0.2以下	mg/L
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	mg/L	101	ペンディメタリン	0.3以下	mg/L
45	ジクワット	0.01以下	mg/L	102	ペンフラカルブ	0.02以下	mg/L
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004以下	mg/L	103	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下	mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005以下 <sup>注1</sup>	mg/L	104	ペンフレセート	0.07以下	mg/L
48	ジチオピル	0.009以下	mg/L	105	ホスチアゼート	0.005以下	mg/L
49	シハロホップブチル	0.006以下	mg/L	106	マラチオン(マラソン)	0.7以下	mg/L
50	シマジン(CAT)	0.003以下	mg/L	107	メコブロッブ(MCPP)	0.05以下	mg/L
51	ジメタメトリン	0.02以下	mg/L	108	メソミル	0.03以下	mg/L
52	ジメトエート	0.05以下	mg/L	109	メタラキシル	0.2以下	mg/L
53	シメトリン	0.03以下	mg/L	110	メチダチオン(DMTP)	0.004以下	mg/L
54	ダイアジノン	0.003以下	mg/L	111	メトミノストロピン	0.04以下	mg/L
55	ダイムロン	0.8以下	mg/L	112	メトリブジン	0.03以下	mg/L
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01以下 <sup>注2</sup>	mg/L	113	メフェナセット	0.02以下	mg/L
57	チアジニル	0.1以下	mg/L	114	メプロニル	0.1以下	mg/L
				115	モリネート	0.005以下	mg/L

注1 二硫化炭素として

注2 メチルイソチオシアネートとして



別表－5 定期水質検査の項目と回数(その他項目)

(検査回数/年)

検査区分	番号	検査項目	目標値等 (P:暫定)	単位	給水栓 (蛇口) (27地点)	給水場等 (15地点)	浄水場 <sup>注1</sup>		水源		
							浄水 (6地点)	原水 (4地点)	取水口直近 (4地点)	その他 (19地点)	手賀沼他 <sup>注2</sup> (11地点)
その他項目	1	アンモニア態窒素	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	2	アルカリ度	-	mg/L	-	-	12	12	-	-	-
	3	電気伝導率	-	mS/m	12	12	12	12	12	12	12
	4	酸度	-	mg/L	4	4	12	12	-	-	-
	5	溶存酸素(DO)	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	6	生物学的酸素要求量(BOD)	-	mg/L	-	-	-	河川系12	河川系12	河川系12	河川系12
	7	化学的酸素要求量(COD)	-	mg/L	-	-	-	湖沼系12	12	湖沼系12	湖沼系12
	8	総窒素	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	9	総りん	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	10	りん酸イオン	-	mg/L	-	-	-	12	12	12	12
	11	浮遊物質	-	mg/L	-	-	-	12	-	-	-
	12	硫酸イオン	-	mg/L	4	4	4	4	-	-	-
	13	溶性ケイ酸	-	mg/L	-	-	4	4	-	-	-
	14	臭化物イオン	-	mg/L	-	-	12	12	12	12	-
	15	紫外線吸光度	-	-	-	-	12	12	-	-	-
	16	トリハロメタン生成能	-	mg/L	-	-	-	4	-	-	-
	17	植物プランクトン	-	単位数/mL	-	-	-	12	湖沼系12	湖沼系12	湖沼系12
	18	クリプトスポリジウム	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	-	-	4 <sup>注3</sup>	4	-	-	-
	19	ジアルジア	検出されないこと	原水:個/10L 浄水:個/20L	-	-	4 <sup>注3</sup>	4	-	-	-
	20	嫌気性芽胞菌	-	CFU/100mL	-	-	-	4	-	-	-
	21	ダイオキシン類	1P以下	pg-TEQ/L	-	-	2	2	-	-	-
	22	放射性セシウム(Cs-134)	合計10以下	Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-	-
	23	放射性セシウム(Cs-137)		Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-	-
	24	放射性ヨウ素(I-131)		注5	Bq/kg	-	-	12 <sup>注4</sup>	12	-	-
	25	過塩素酸	0.025以下	mg/L	-	-	4	4	-	-	-

注1 浄水場では維持管理のための水質検査を別途実施しています。

注2 豊田堰及び八間堰は4～6月に検査します。

注3 クリプトスポリジウム及びジアルジアの浄水の検査は5地点(各浄水場のろ過後の水)で実施します。

注4 放射性物質の浄水の検査は5地点(各浄水場の配水池)で実施します。

注5 原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値:放射性ヨウ素(飲料水) 300Bq/kg。

食品衛生法に基づく暫定的な指標値:放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない。